

グリーン調達基準書 (Ver.6.1)

アルバックグループ

Ver.6.1 2013年12月

はじめに

アルバックグループは、地球環境の保全が人類共通の重要問題のひとつとしてとらえ、あらゆる事業活動の面で、これまでに培った技術と今後開発する技術によって、環境保全の向上と住みよい地球と豊かな社会の発展に貢献します。

具体的には、「環境方針」に明記された

- 1.製造プロセスにおける省エネ・省資源・環境保護
- 2.商品(装置および構成品)の省エネ・省資源・環境保護
- 3.省エネ・省資源・環境保護に貢献できる商品の提供

に基づき、商品の開発、設計、製造から、お客様の使用段階、メンテナンス等のサービス、廃棄にいたるまで環境配慮に心がけ、循環型社会の形成に貢献してまいります。

環境に配慮した商品・サービスの提供において、調達段階での環境負荷の少ない資材の調達、すなわち「グリーン調達」が不可欠となります。アルバックグループは、グリーン調達を環境方針達成のための重要な手段として位置付け、2003年11月「グリーン調達基準書」を策定し、環境に配慮した資材調達活動を推進することとなりました。

昨今、欧州を初めとした環境への取り組みに対する法的規制:WEEE、RoHS指令、或いは社会的要請が益々強まってきており、アルバックグループとしてもこのよう情勢を踏まえ、「グリーン調達基準書」に盛り込み自主目標を設定し、グリーン調達を徹底してまいります。

アルバックグループは、グリーン調達が企業の果すべき重要な役割と認識し、取引先や購入する調達品について環境負荷に関する調査や評価を行うと同時に、弊社の基準を期限までに満たせなかった取引先、調達品についてはその取引を停止した上で、グリーン調達を一層推進していく所存です。

なお、この活動は取引先のご理解なくしては困難であり、取引先との連携を重視し、更に推進していくためにも、ご理解、ご協力の程宜しくお願いいたします。

目 次

I.	アルバックグループの環境活動	3
1.	「環境基本理念」と「環境行動指針」	
1-1.	「環境基本理念」	
1-2.	「環境行動指針」	
2.	製品の環境配慮設計	4
II.	アルバックグループのグリーン調達の考え方	5
1.	目的と適用範囲	
1-1.	グリーン調達の目的	
1-2.	グリーン調達とは	
1-3.	グリーン調達の適用範囲	
2.	グリーン調達推進基準	
2-1.	アルバックグループ取引先の環境保全活動に関する項目	
1)	ISO14001の第三者認証を取得しているか取得計画がある場合	
2)	ISO14001の第三者認証を未取得の場合の取り組みを満たす内容	
2-2.	アルバックグループが調達する調達品の環境保全に関する項目	6
1)	調達品の環境負荷低減に関する項目	
2)	調達品の化学物質含有に関する項目	
III.	取引先への調査協力をお願い	7
1.	調査範囲	
2.	調査内容	
3.	調査方法	
4.	調査頻度	
5.	環境負荷低減に関する覚書の締結	
6.	対象とするアルバックグループ会社	
	改訂来歴	8
別紙	ー1. アルバック「グリーン調達」取引先調査票	

I. アルバックグループの環境活動

1. 「環境基本理念」と「環境行動指針」

1-1. 「環境基本理念」

アルバックグループは、地球環境の保全が人類共通の重要課題のひとつとしてとらえ、事業活動の製造プロセス、商品などあらゆる面で環境保全に配慮すること、また、環境保全に貢献できる商品を社会へ提供することにより、住みよい地球と豊かな社会の発展に貢献します。

1-2. 「環境行動指針」

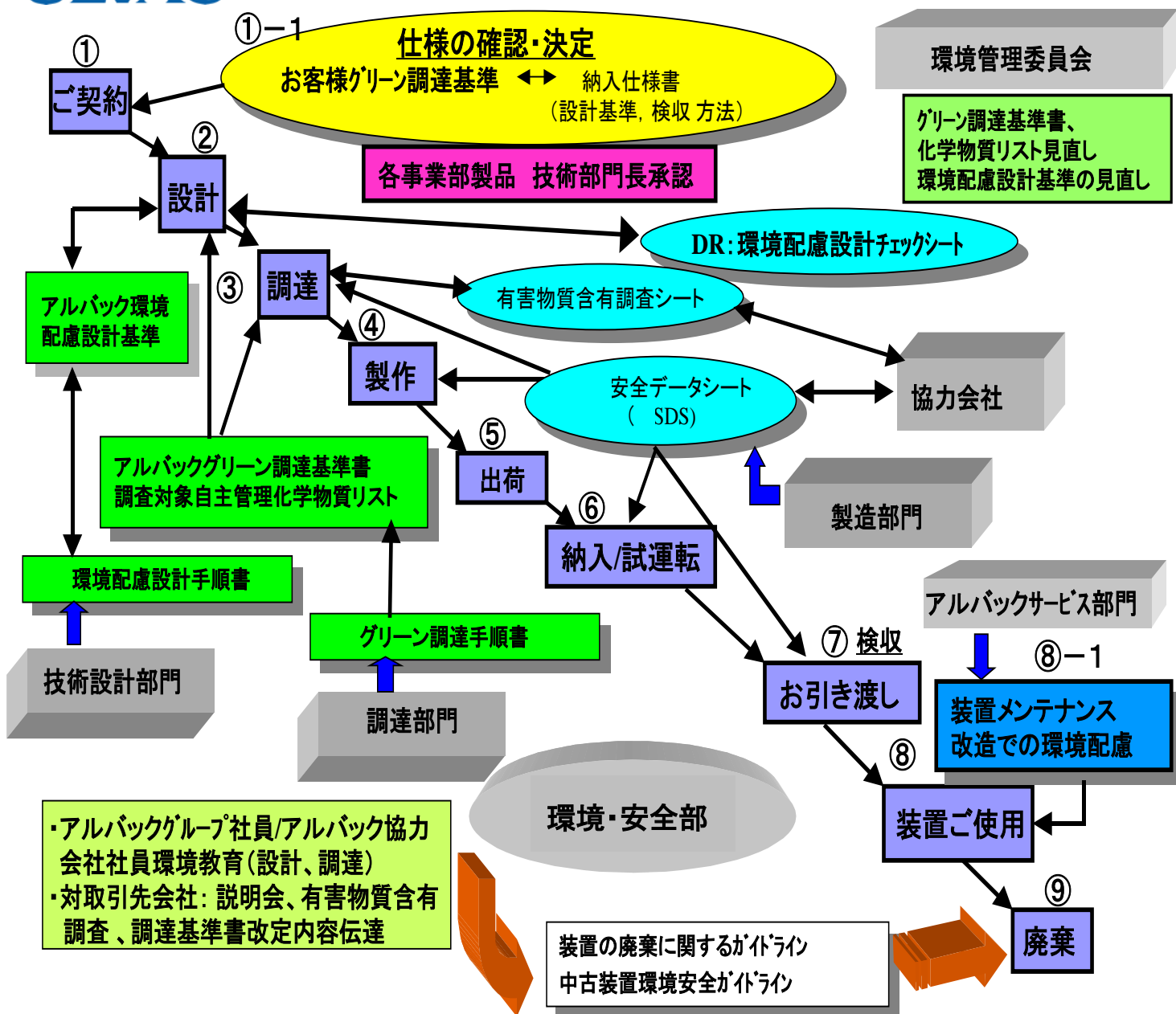
- (1) アルバックグループは、電子部品製造装置、半導体製造装置、一般産業向け装置、研究開発装置、及びそれらのコンポーネントの設計、製造、販売、修理、また先端材料、装置制御、表面解析、コーティング等の事業活動を行っており、その活動に起因する環境負荷を軽減する努力を行います。
- (2) 環境管理の組織・運用の見直しと充実を図るために、継続的に環境マネジメントシステムを見直し、改善を行います。
- (3) 事業活動において、環境保全の向上を目指し、環境に係わる法規・規則他の公的基準の遵守はもとより、環境に影響を与える、または恐れのある活動も特定し、自主管理基準を定めその達成を目指します。
- (4) 製造プロセス及び商品において、環境負荷の低減に努めます。これは、天然資源使用の節減・省エネルギーの推進・廃棄物の削減を基本とする汚染の予防を進めることです。
- (5) 環境配慮型商品の開発に積極的に取り組み、環境配慮型商品を広く社会に提供していくことで、環境保護に貢献します。
- (6) 方針遂行のために環境目的及び目標を、法規の要求事項・保有する環境側面・利害関係者の見解などに基づき設定します。また、環境目的及び目標を定期的に見直すとともに、環境管理活動を技術的、経済的に可能な範囲で推進します。
- (7) 方針を環境マネジメントシステムにより実施し、維持するとともに全従業員の意識を高めるための環境教育により全従業員へ周知し、環境管理レベルの向上に努めます。また、本方針は、一般に公開いたします。

2.製品の環境配慮設計

アルバックグループでは「環境基本理念」と「環境行動指針」に基づき、事業者としての環境配慮設計に関する取り組み（事業、製品）と関係者との連携を通じて、ライフサイクルに配慮した環境負荷低減の取り組みを行っております。

これらの全活動を『環境配慮設計』と考えております。

製品の環境配慮設計とグリーン調達基準書



Ⅱ.アルバックグループのグリーン調達の方針

1.目的と適用範囲

1-1.グリーン調達の目的

アルバックグループでは、環境と調和する事業活動を展開し、環境負荷の少ない製品の開発・設計を行うことで、環境に配慮した製品をお客様にお届けし、地球環境を保全し、循環型社会の構築を目指します。

1-2.グリーン調達とは

積極的に環境保全活動に取り組んでいる取引先から減量化・長寿命化・再資源化・分解性・処理容易性・省エネルギー性等を考慮した、環境負荷の小さい製品・サービス等を調達することである。

1-3.グリーン調達の適用範囲

この基準書は、アルバックグループの全ての取引先および取引先より納入いただく全ての調達品の調達活動に適用します。

* 調達品にはアルバックグループの製品に組み込まれる原料、材料、部品、ユニット、梱包材料や、アルバックグループの製造工程で使用されるガス、薬品、設備(附属部品を含む)等を含みます。

なお、調達品のうち、アルバックグループの製品に組み込まれる原料、材料、部品、ユニット、梱包材料等(以下、「生産材」という)については、環境リスク物質の含有状況の調査をさせていただくことがあります。

2.グリーン調達推進基準

アルバックグループは、グリーン調達を推進するため、取引先の環境保全活動と取引先から購入させていただく調達品の環境保全の両面が満たされていることを確認してまいります。

取引先におかれましては、本基準書を満たすべく、積極的に取り組んでくださいますようお願い申し上げます。

2-1.アルバックグループ取引先の環境保全活動に関する項目

アルバックグループでは、これまでの“Q;品質”、“C;価格”、“D;納期”等の調達基準に加えて、“E;取引先の環境への取り組み”を調達基準のひとつと位置付け、環境取り組み度の高い取引先から優先してお取引を進めていきます。“E;取引先の環境への取り組み”に関する選定・評価基準は下記の通りです。

1) ISO14001の第三者認証取得による環境マネジメントシステム(EMS:Environmental Management System)を構築している。または取得計画がある。

なお、[EMAS(EU理事会規則「環境監査・監査スキーム」)]や[KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)]等の第三者認証を受けている場合は、ISO14001の認証取得に同等の取り扱いといたします。

2)ISO14001等の第三者認証を未取得の場合には、以下の取り組みを満たしていること。

- ① 環境保全に関する「企業理念」、「方針」、「自主基準・目標」、「方針・目標達成のための実行計画」がある
- ② 環境保全に関する管理責任者、組織、委員会等を設置し、環境負荷低減目標を持った適切な環境管理を行っている
- ③ 環境保全に関する法規制を遵守している
- ④ 環境保全に関する取り組みについて内部監査の仕組みがある
- ⑤ 以下の項目について、環境保全への積極的な取り組みがなされている(仕組みがあり自主基準・運用により評価を行っている)

ア.エネルギー管理 イ.廃棄物管理 ウ.化学物質管理 エ.環境リスク管理
オ.製品アセスメント(環境配慮設計教育を含む) カ.環境保全に関する教育

- ⑥ 環境保全に関する緊急事態への対応方法が明確化されている

2-2. アルバックグループが調達する調達品の環境保全に関する項目

以下の観点から、調達品の環境負荷低減に関するアセスメントを実施していること。当社グループへ調達品アセスメントの結果について、開示をお願いすることがあります。

1) 調達品の環境負荷低減に関する項目

① 資源の有効活用

A. 資源の使用に配慮していること

ア. 水、森林、金属など天然資源の節約 イ. 梱包材料の削減 ウ. 製造時における投入資源の削減
エ. 製造時における排出物削減及び廃棄物発生の最小化

B. 再使用化を配慮していること

ア. 再使用容易化 イ. 長寿命化

C. リサイクル可能性を配慮していること(再生材の利用、部品の再利用)

ア. 分解性／破砕処理容易化などの処理・処分容易性を配慮していること

② エネルギーの効率利用

A. 納入資材の全ライフサイクル(製造、輸送工程など)についてエネルギーの最小化を図っていること

B. 納入資材そのものの消費電力・待機電力等エネルギー効率の改善を図っていること

③ 情報提供

A. 調達品に関する環境情報を提供している

2-3. 調達品の化学物質含有に関する調査項目

調達品に含有されるアルバックグループが指定する自主管理化学物質の含有調査を行い、調達品の環境負荷低減を図っていきます。

1) 自主管理化学物質の区分と取り扱い

アルバックグループの自主管理化学物質は、「アルバックグループ自主管理化学物質リスト」に定める物質であり、レベルⅠ「含有・付着禁止物質」とレベルⅡ「自主管理化学物質」の2レベルからなります。

① レベルⅠ「含有・付着禁止物質」とは、人の健康あるいは生態系への影響が著しい物質であって、国内外の法規で使用禁止あるいは使用制限が行われているもの、あるいはアルバックグループの自主使用禁止物質であり、製品への含有・付着(以下含有という)を禁止する物質。

② レベルⅡ「自主管理化学物質」とは、レベルⅠに該当しない化学物質であって、国内外の法規、あるいはアルバックグループ自主規制の対象であり、含有量の削減を進めるべき物質。一部期限内に含有を禁止する物質を含む。

2) 「グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト」の改訂

本リストは、今後の知見の拡大・更新や法規制動向により、その内容が変化するものです。アルバックグループでは、より適切な活動を進めるために、随時「グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト」の改訂を行います。最新の内容は、当社のウェブサイトにてご確認ください。

2-4. 対応目標(全廃目標)を設定した化学物質についての取り扱い

アルバックグループは「アルバックグループ 自主管理化学物質リスト」に記載される化学物質のうち、レベルⅠ:含有・付着禁止物質、レベルⅡ:自主管理化学物質(将来禁止、削減物質)で全廃目標を設定した化学物質は全廃目標期日までに該当物質の全廃を行います。

アルバックグループは全廃目標期日以前に順次、全廃を完了した製品の販売をしていきます。全廃目標期日を前倒しし販売を開始した製品は、貴社に対応品(除外品を除く)の納品及びその維持・継続をお願いすることとなります。

Ⅲ.取引先への調査協力をお願い

アルバックグループは、取引先の環境保全状況ならびに納入いただく資材の環境リスク物質に関するデータを活用することにより、環境に配慮した製品をお客さまにお届けする取り組みを強化しています。弊社の基準および自主規制期限を満たせなかった取引先、調達品についてはその取引を停止させていただきますことをご理解ください。

取引先におかれましては、循環型社会の実現に向けて、下記調査へのご協力と、環境保全活動の継続的取り組みをお願いいたします。

1.調査範囲

1-1.取引先の環境保全活動に関する取り組みについて

①アルバックグループが取引するすべての取引先

1-2.調達品の環境保全に関する項目について

②アルバックグループが製品に組み込まれる「生産材」

2.調査内容

2-1.取引先の環境保全活動に関する取り組みについて

① II.2.2-1.項の内容に基づく

別紙-1:アルバック「グリーン調達」取引先調査票

2-2.調達品の環境保全に関する項目について

① II.2.2-3.項の内容に基づく

3.調査方法

添付の調査票又は当社より配付する調査票をご利用頂きます。

4.調査頻度

4-1.取引先の環境保全活動に関する取り組みについて

①定期的(1回/年)に調査を実施いたします。

②新規取引先については、取引開始時に調査し、その後は定期的(1回/年)に実施いたします。

4-2.調達品の環境保全に関する項目について

①必要に応じ、随時、調査を実施いたします。

5.環境負荷低減のためのグリーン調達に関する契約書類の締結

必要に応じて、グリーン調達に関する合意書の締結、または保証書・証明書の発行協力をお願いする場合があります。

6.対象とするアルバックグループ会社

弊社ホームページをご参照ください。

本グリーン調達基準書は、今後の法規制や社会動向の変化により改訂させていただくことがありますので、ご了解の程
 よろしくお願ひ申し上げます。

お問い合わせ先

株式会社アルバック

調達センター調達部調達管理課

または、環境・安全部

TEL 0467-89-2246

FAX 0467-89-2294

TEL 0467-89-2031

FAX 0467-89-2106

改訂来歴

版	日付	更新理由
Ver.1.1	2003.11.01	・新規発行
Ver.1.2	2004.03.01	・別紙IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト ・別表1-2 II-48: 全廃目標 2005年7月→2004年7月
Ver.2	2006.11.20	・II 2-3 (1)項自主管理化学物質の区分と取り扱いについて、レベルⅢを削除し、3段階からレベルⅠ、レベルⅡの2段階で管理 ・別紙ー2 アルバック「グリーン調達」調達品調査票」を削除 ・対象とするアルバックグループの会社の見直し、改訂 ・問い合わせ先“TEL”及び“FAX”番号修正 ・別紙IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト改訂 詳細「別紙IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト改訂来歴」参照
Ver.3	2008.09.20	・問合せ先、調達管理課を削除。 ・別紙IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト改訂 詳細「別紙IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト改訂来歴」参照。 ・別紙IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト改訂 詳細「別紙IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト改訂来歴」参照
Ver.4	2008.12.09	・別表IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト改訂 詳細「別紙IV. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト改訂来歴」参照。
Ver.5	2009.11.01	・「2-4.対応目標(全廃目標)を設定した化学物質についての取り扱い」を追加。 ・対象とするアルバックグループ会社にアルバック成膜 株式会社を追加。 ・IV.グリーン調達・調査対象自主管理物質リストを本基準書から削除し自主管理物質リストとして新たに公開。
Ver.6	2011.9.12	対象とするアルバックグループ会社を最新に変更。
Ver.6.1	2013.12.13	・「はじめに」のサイナー削除 ・「製品安全課、環境管理課」⇒「環境・安全部」に変更 ・「2.製品の環境配慮設計」図内の「MSDS製品安全データシート」を「SDS安全データシート」に変更 ・「6.対象とするアルバックグループ会社」の一覧表削除 ・お問い合わせ先の削除